

東北建築賞選考委員会規則

平成13年2月24日制定

令和6年2月29日改正

- 第1条（目的）この規則は、日本建築学会東北支部東北建築賞規定に基づき表彰候補となる作品、業績並びに研究の選考方法に関する事項を定める。
- 第2条（東北建築賞選考委員会の構成）東北建築賞選考委員会は、日本建築学会東北支部役員会（以下支部役員会）において指名された学識経験者、建築関連団体から推薦された者及び東北支部常議員からなり、日本建築学会東北支部長（以下支部長）の委嘱により構成される。
- 第3条（東北建築賞選考委員会の開催）当該年度最初の東北建築賞選考委員会は、支部長が招集し、以降は委員長がこれを招集する。
- 第4条（東北建築賞選考委員会の成立）東北建築賞選考委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 第5条（委員長の選出）委員長は、当該年度最初の東北建築賞選考委員会において、委員の互選により選出する。委員長の任期は1年とする。
- 第6条（委員の代理・交代）委員の代理は認めない。
2 委員の交代については、支部役員会の決定による。
- 第7条（委員の任期）委員の任期は、支部長の委嘱を受けてから2年間とする。
ただし再任は妨げないが重任をしてはならない。
- 第8条（選考対象の要件）東北建築賞候補募集要項に定められた要件を満たしていない候補は、東北建築賞選考委員会の討議に基づき、委員長の決定によりあらかじめ選考対象から除外する。
- 第9条（選考の方法）作品賞、業績賞、研究奨励賞の選考に当たっては、支部役員会が内規等により選考の方法を定める。